答 申（案）

大阪府におけるＬＥＤ等照明広告のあり方について、以下のとおり答申する。

LED 等照明広告については、その歴史も浅く、事例に関する知見も十分とはいえない状況にある。従って、現時点で具体の基準を提示し、その遵守を求める根拠も十分ではないと判断し、将来、多くのデータや事例を幅広く収集・検証することに努めるべきと考えた。

当面は、LED 等照明広告への配慮について幅広く周知･啓発を行うべきであり、大阪府が関係者を対象に周知・啓発を行う事項については、別添に示す「LED 等照明による屋外広告物について配慮すべき事項（大阪府景観審議会　部会報告）」を参考とされたい。